

## 文書様式「牒」の受容をめぐる一考察

三 上 喜 孝

【キーワード】公式令 牒 地方木簡 韓国出土木簡

### はじめに

筆者の関心は、古代の文書や記録作成の技術が、当時の地方社会にどのように浸透していったか、という点にある。これまで、地方における文書行政の実態<sup>①</sup>や、出挙運営の実態の検討から、この点について考察を進めてきた。とくに前者に関しては、日本の木簡研究で注目されている「郡符木簡」<sup>②</sup>が、古代地方社会における律令制的文書主義の実態を知る格好の資料として注目された<sup>③</sup>。すでに指摘されているように、「郡符木簡」は、郡司が配下の民衆に対して「符」様式の文書の形で命令を伝達するものであるが、この木簡は通常の木簡に比べて二尺（約六〇センチ）という長大な規格をもち、書かれた文字も大きいことから、文字そのもののもつ「力」を利用して、地方豪族が民衆を支配していたと考えられること、さらにその背後には、文書の世界だけではなく口頭の世界が広く存在していたと考えられること、などが明らかにになったのである。

「郡符木簡」は古代地方社会の支配構造を知る上できわめて鮮烈な印象を与えるものであるが、古代地方社会における文書は「符」だ

けにとどまらない。他の文書様式も当然用いられていた。例えば近年では、地方社会において早い段階で「牒」が使用されていることが明らかになりつつある。

本稿では、近年出土している「牒」の木簡を手掛かりに、古代社会における律令制的な文書様式の受容の問題を考えてみたい。

### 一 「牒」をめぐる研究

日本の養老公式令は、「牒」について次のように規定している。

○養老公式令14牒式条

牒式

牒云云。謹牒。

年 月 日 其 官 位 姓 名 牒

右内外官人主典以上。縁<sup>レ</sup>事申<sup>レ</sup>牒諸司<sup>一</sup>式。三位以上。去<sup>レ</sup>名。  
若有<sup>二</sup>人物名数<sup>一</sup>者。件<sup>二</sup>人物於前<sup>一</sup>。

養老公式令に定める牒には、上記のように①内外の官人主典以上が諸司に上申する場合の書式として規定されているが、公式令に移式条によれば、②移式準用の牒（僧綱・三綱と諸司が連絡を取り合う際に「移」ではなく「牒」を用いる）として用いられる場合もあった。なお「牒」はこの後、僧綱や三綱だけでなく、造東大寺司と諸司との間に取り交わされる文書様式としても用いられるようになる。

○養老公式令12移式条

移式

刑部省移式部省

其事云云。故移。

年月日 録位姓名

卿位 姓

右八省相移式。内外諸司。非相管隸者。皆為移。若因事管隸者。以<sub>レ</sub>以代<sub>レ</sub>故。其長官署准<sub>レ</sub>卿。長官無。則次官判官署。國司亦准<sub>レ</sub>此。其僧綱与<sub>三</sub>諸司相報答。亦准<sub>レ</sub>此式。以<sub>レ</sub>移代<sub>レ</sub>牒。署名准<sub>レ</sub>省。三綱亦同。

ところで、日本の公式令に定められている「牒」のあり方は、唐の公式令の定める「牒式」とは全く対応していない。

○唐公式令復旧第九条

九〔開七〕牒式

尚書都省 為某事

某司云々。案主姓名、故牒。

年月日

主事姓名

左右司郎中具官封名 令史姓名

書令史姓名

右尚書都省、牒<sub>三</sub>省内諸司<sub>二</sub>式。其応受判之司、於管内<sub>一</sub>行牒、皆准<sub>レ</sub>此、判官署位、皆准<sub>レ</sub>左右司郎中<sub>一</sub>。

このように、日本の公式令で定められた官人個人の上申文書としての「牒」とは異なり、官司の下達文書として「牒」が規定されていた。

ただし、日本の「牒」の実例に注目すると、公式令で定められた用法以外に、（唐制に近い用法とみられる）官司間で授受されていた事例も数多くみられる。「牒」の用途はきわめて広範だったのである。この点に関して早川庄八氏は、（イ）大宝令の牒式が唐の牒制に近い規定であったために、養老令の施行後もこれが否定されずに行われた、（ロ）令の規定如何にかかわらず唐の牒制が準用された、（ハ）移式準用の牒が拡大解釈されて用いられた、の三つの可能性を指摘した<sup>①</sup>。

一方、唐の官制のあり方に注目した吉川真司氏は、唐の公式令に定められた官司文書が官司間文書と官司内文書の二本立てからなることを指摘した上で、このうち官司内で本局から別局の下達に「牒」、別局から本局への上申には「刺」、別局間の互通文書として「関」が使用されたとした。しかし官司内別局が未発達な日本では公式令に

これが継受されることなく、したがって日本では「刺」「関」の文書も存在しなかった。その代わりに、必要に応じて「牒」が官司内文書として上申・下達両用に用いられるようになったという。<sup>66)</sup>

この、日本の公式令に定められていない官司内文書としての「牒」に関して、川端新氏は、これまであまり取りあげられてこなかった次の史料に注目している。<sup>67)</sup>

○『延喜式』（雑）

国司上下相牒式

某事

牒云云。今以レ状牒。牒至准レ状。故牒

年月日 主典位姓名牒

守姓名

右守在<sub>ニ</sub>治郡<sub>一</sub>、牒<sub>下</sub>入<sub>ニ</sub>部内<sub>一</sub>介以下<sub>上</sub>式。若守入<sub>ニ</sub>部内<sub>一</sub>牒<sub>下</sub>在<sub>ニ</sub>治郡<sub>一</sub>介以下<sub>上</sub>云、検調物所牒国衙頭。介以下報云、国衙頭牒<sub>上</sub>検調物所案典等。若長官不<sub>レ</sub>在者、以<sub>レ</sub>介准<sub>レ</sub>守。余官不<sub>レ</sub>在、節級相准亦同（年月日下典者史生通之）。

検調物使牒<sub>上</sub>国衙頭<sub>一</sub>

某事

牒云云。具録<sub>ニ</sub>事状<sub>一</sub>。謹請<sub>ニ</sub>進止<sub>一</sub>。謹牒

年月日 主典位姓名牒

介姓名

右、介入<sub>ニ</sub>部内<sub>一</sub>、牒<sub>下</sub>在<sub>ニ</sub>治郡<sub>一</sub>守<sub>上</sub>式。掾以下署如<sub>レ</sub>令。

この史料は、国衙にある守と介以下（検調物使、もしくは入部した守（検調物所）と国衙にある介以下との間で往復する文書様式について定めたものである。すなわち国衙の内部で取り交わされる、官司内文書としての「牒」であることがわかる。『延喜式』の本規定は、官司内文書としての「牒」を定めたものということになり、日本の公式令に規定されなかった「牒」のあり方が示された事例といえる。

川端氏は、こうした事例から、「式文によって牒が公式令の定める文書体系を補足する役割を果たしていることは重要である。公式令の規定以外にもこうした牒がそれを補い、あらにその周辺には日常的に取り交わされる多様な牒が存在していたのである」として、やはり公式令にとらわれない多様な牒の存在を想定した。

文書様式としての「牒」は、唐と日本の規定の違い、現存する「牒」と公式令の規定との違いなど、律令制の古代社会への受容とその背景を考える上での格好の素材といえる。こうした研究をふまえ、近年の出土木簡にみえる「牒」を次に検討したい。

二 地方出土木簡における「牒」

「牒」の様式をもつ文書は、奈良時代の正倉院文書や平城宮木簡などの中央の文字資料のみならず、近年では地方出土の文書木簡の中にも確認されるようになってきている。これらについてはすでに早川庄八氏による検討がみられるが、<sup>68)</sup> 早川氏の検討以後、地方木簡の中に「牒」の様式をもつものが何点か出土している。とりわけ次の

木簡は、「牒」のあり方を考える上で興味深い。

○新潟県和島村下ノ西遺跡出土第12号木簡(木簡研究)

・「今浪人司謹牒丸部臣專司二〇

・「籠山俣水取小布西三村田人〇

(二六〇) × 二六 × 四 〇一九型式

下ノ西遺跡は、隣接する八幡林遺跡とならんで、古代の越後国高志郡に所在する官衙遺跡である。八幡林遺跡からは、八世紀前半のと思われる木簡として過所的な機能を持つ「郡符木簡」(後述)や「沼垂城」と書かれた木簡、そして柵の存在をうかがわせる「石屋木」の墨書土器(「木」||「柵」か)など見つかったことから、関・城柵といった複合的な機能を持った官衙施設であると考えられる。一方、下ノ西遺跡からは、「殿門に税を上る」「掾大夫借貸」などと書かれた出挙収納の記録簡が出土しており(後述)、この遺跡もやはり「殿門」(郡司)や「掾」(国司)に関わる官衙遺跡であることがわかる。両者の関係は今後の課題だが、ひとつの可能性として、八幡林遺跡が複合的機能を持った国レベルの施設であるのに対し、下ノ西遺跡は郡家関連の施設ととらえることができるかもしれない。本木簡は、下ノ西遺跡Ⅱ区の溝SD二〇一から出土した。この溝からは八世紀前半のものと考えられる土器が出土し、この溝と直交するSD二〇二溝からは「神亀二」とも読める可能性が高い木簡が出土していることから、この木簡の年代は八世紀前半のものとみてもよい。

木簡全体の内容は不明だが、「牒」の様式を用いた文書木簡であることは明らかである。

「今浪人司」は初出の表現だが、同じ和島村の八幡林遺跡から出土した郡符木簡(八世紀前半)が参考になる。

○新潟県和島村八幡林遺跡出土1号木簡

・「郡司符 青海郷事少丁高志君大虫 右人其正身率」

・「虫大郡向参朔告司〇率申賜 符到奉行 火急使高志君五百嶋 九月廿八日主帳支部」

五八五 × 三四 × 五 〇一〇一型式

この郡符木簡は、蒲原郡司が、青海郷の少丁・高志君大虫に対して、国府の「朔告司」に参向して、告朔の儀で何らかの報告をするよう命じた木簡である。本木簡は、国府での告朔の儀が終わり、この施設を通過した段階で用済みとなり、この場に廃棄されたものと考えられる。ここにみえる「朔告司」は国府内に設置された官司の一つとみることができ、この時期に「某司」が越後国府に設置されていたことがわかるが、同様に下ノ西木簡にみえる「今浪人司」についても、ほぼ同時期に国府内に設置された官司の一つとみて問題ないであろう。

宛先の「丸部臣專司」は、「謹牒」という表現からみて、国司に相当する人物であると考えられる。「專司」も、後の「専当国司」と同様の意味を持つ語かも知れない。

ではなぜ、国司に宛てた「牒」の木簡が、国府ではなくこの下ノ西遺跡から出土したのだろうか。先に述べたように下ノ西遺跡は、



うより、その人物の機関に宛てたものと解すべきであろうか。宛所の異なる二通の牒が同じ遺構から出土しているところをみると、宛所から人や物の召喚とともに戻ってきたものと推定される。これまでに、人や物の召喚とともに差出側に戻ってくる文書木簡として「郡符木簡」が注目されていたが、「牒」木簡も同様の機能があったことがわかる。「符」ではなく「牒」が用いられているのは、差出と宛所の関係に規制されていることを意味しているのかも知れない。これらもまた、官司内文書を意識した「牒」である可能性がある。

### 三 韓国出土の古代木簡にみえる「牒」

「牒」木簡は、近年では韓国出土木簡の中にも見いだすことができる。<sup>⑬</sup>

○慶州・月城塚字出土木簡

牒垂賜教在之後事者命盡

經中入用思買白不雖紙一二斤

大鳥知郎足下万引白了

使内

月城塚字木簡の年代は六世紀後半代と推定されている。<sup>⑭</sup>

この文書木簡については、四角柱の四面に文字が書かれているため、文書の書き出しがどこから始まり、どの方向に読むべきかについては議論がある。<sup>⑮</sup>だが李成市氏が指摘するように、「牒」から書き

出したものと考えてよいであろう。すなわちこれは、「牒」の文書様式にもとづく文書木簡と考えることができる。李成市氏による釈読案は次の通りである。<sup>⑯</sup>

牒す。垂され賜いし教在り。後事は命ずる盡に。

經中に入用と思しめし、買いたしと白す。不らずと雖も紙一二斤。

大鳥知郎の足下の万引、白し了える。

使内

李成市氏はこれを、「官司の間で交わされた「牒」であることはまず間違いあるまい。おそらくは、その内容から紙の購入請求のための写経所関係文書と推定される」としている。

本木簡の書式をみてみると、一、二行目が文書の内容部分である。

二行目の「白」は「申す」の意味ではなく、あるいは紙の「白紙」を意味し、「白不雖」は「白にあらざと雖も」と読むのかも知れない。

注目したいのは三行目である。「大鳥知郎」は官位名(官位十五等、

「足下」は脇付、「白了」は「白し了んぬ」と読むとすると、「万引」

は差出人の人名であると考えられる。すなわち三行目は、宛先「大鳥知郎」に対して、差出人「万引」が「牒」の様式の文書木簡を出したということになる。

とくに本木簡の差出人と宛先の関係については、八世紀の正倉院文書が参考になる。

① 正倉院文書続修四九(『大日本古文書』二二―三七二) 宝亀四年

(七七三)

謹啓

若校部朝臣梶取 式部蔭孫

右人、置<sub>レ</sub>彼所<sub>一</sub>、欲<sub>レ</sub>充<sub>レ</sub>校生<sub>一</sub>、仍其身貢上、但未<sub>レ</sub>申<sub>二</sub>官司<sub>一</sub>、乞照<sub>二</sub>此趣<sub>一</sub>、且任用之、後日申<sub>二</sub>於官司<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>在<sub>二</sub>之状申上<sub>一</sub>、謹啓。

七月廿六日主奴福物状

謹上 經所諸尊<sub>左</sub>

②正倉院文書統修四九〔大日本古文書〕五一二四二 天平宝字六年

(七六一)

主奴麻柄麻多万呂謹白

先日通申米事

右件米、今日昨日間甚要用、乞照<sub>レ</sub>状、好佐官尊申給、付<sub>二</sub>此使<sub>一</sub>虫廻分、蒙<sub>レ</sub>恩後、必主奴永將<sub>二</sub>奉仕<sub>一</sub>、勿无礼晴、必今廿箇日間許稻刈、即春進上、如<sub>レ</sub>先給<sub>二</sub>申奈良京<sub>一</sub>、勿怠<sub>レ</sub>々々、今注事状、謹白

七月十七日付使日下部真白万呂

敬上 吉成尊<sub>左</sub>

主奴麻柄全万呂状

③正倉院文書統修四九〔大日本古文書〕九一五 天平一八年(七四六)

得<sub>二</sub>經生高市老人詠状<sub>一</sub>云、依<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>洗<sub>二</sub>衣服<sub>一</sub>事、欲<sub>レ</sub>請<sub>二</sub>一箇日暇<sub>一</sub>者、今依<sub>二</sub>詠状<sub>一</sub>申牒、至乞照<sub>レ</sub>状、欲<sub>レ</sub>放<sub>二</sub>却一箇日間<sub>一</sub>、以状、謹牒。

三月九日葛野古万呂状

謹上 乙満尊<sub>左</sub>

このように、正倉院文書の書状形式の文書の最後には、当然のことながら差出人と宛先が明記されており、本木簡の三行目はこれらを行にまとめたものと考えられよう。

問題は最後の行である。「使内」の内容は不明だが、正倉院文書では文書をもたらしした「使」の名が記される例があることから、この部分も、(この木簡をもたらしした)使者に関する記述とみてよいのかもしれない。

いずれにせよ、わずかに四行の中で文書を完結させるために、このような極度に省略された表現が用いられたのであろう。

ところで、李成市氏はこの木簡を官司間で用いられたものと推定するが、差出と宛先が個人である点、「白了」「足下」など、書状の書式に近いことを考えるならば、必ずしも官司間の文書と想定する必要はなく、むしろ書状に近い「牒」(個人の出す上申文書としての「牒」)を想定することも可能なのではないだろうか。

少なくとも六世紀後半段階において、「牒」の様式をもつ木簡が新羅で確認されたが、日本の木簡では、滋賀県中主町湯ノ部遺跡から出土した次の木簡が、七世紀段階の「牒」の木簡として著名である。

○滋賀県中主町湯ノ部遺跡出土木簡<sup>⑧</sup>(七世紀)

・「丙子年十一月作文范」(右側面)

・「牒、玄逸去五月中□□蔭人、自從二月已来、□□養官丁、

久不潤、□□□□蔭人」

・「次之、□□丁」「□□壞及於□□、「□□人、  
□裁、謹牒也」

右側面の「丙子年」は天武天皇五年（六七六）と考えられる。

鐘江宏之氏は「基本的には個人が出す文書としての書式とみてよ  
いだろう」とした上で、「こうした個人の出す牒の書式も、大宝令に  
よって官司の文書体系が整備されるよりも前に、すでに（一部でし  
か流通していなかったとは考えられるが）日本の社会に見られてい  
たのである。このことは、大宝令による書式制定以前から、その基  
層に前提となる文書の文化が成立していたことを意味する。律令に  
よって書式が設定された場面の外側で、個人の出す文書は律令に規  
定されるのではない状態で独自に発展していった可能性も見出せる  
だろう」と評価している<sup>(19)</sup>。六世紀後半段階と思われる新羅の月城塚  
字木簡にすでに「牒」の書式をもつ文書がみられることを考えると、  
朝鮮半島ではすでに個人が出す文書としての「牒」の文書が使用さ  
れており、日本でも七世紀段階でその影響を強く受けたと考えるこ  
とができるのではないだろうか。日本の公式令の規定の背景には、  
こうした点も考慮に入れなければならないだろう。「牒」は、早くか  
ら朝鮮半島や日本列島において広範に使われていた文書様式であつ  
たからこそ、律令制以後も汎用性の高い文書様式として利用されて  
いたのではないだろうか。

おわりに

本稿では、公式令に定められた「牒」の文書が、近年の地方出土  
木簡に多くみられるようになったこと、そこには多様な用法がみら  
れること、さらに、韓国出土木簡にもその存在が確認されるよう  
になったことをふまえ、東アジア世界における「牒」の広範な使用法  
が、日本の「牒」の文書様式に影響を与えていた可能性を指摘した。こ  
こでとりあげた資料は一点一点が断片的な資料であり、解釈に困難  
を伴うものも含まれているが、今後は、律令条文の比較検討に加え  
て、日本の古代地方木簡、韓国出土木簡までをも含めた検討が、東  
アジアにおける文書様式の受容の問題を考える上で鍵になるのでは  
ないかと考える。

## 註

- (1) 三上喜孝「文書木簡と文書行政」石上英一・加藤友康・山口英男編『古代文書論——正倉院文書と木簡・漆紙文書——』東京大学出版会、一九九九年。
- (2) 三上喜孝「古代地方社会における出挙運営と帳簿」『民衆氏研究』五八、一九九九年、三上喜孝「出挙の運用」『文字と古代日本』流通と文字』吉川弘文館、二〇〇五年。
- (3) 平川南「郡符木簡」『古代地方木簡の研究』吉川弘文館、二〇〇三年、初出は一九九五年。
- (4) 『日本思想大系 律令』岩波書店、公式令補注（早川庄八氏執筆）。
- (5) 吉川真司「奈良時代の宣」『律令官僚制の研究』塙書房、一九九八年、初出は一九八八年。

- (6) 川端新「荘園制的文書体系の成立まで——牒・告書・下文——」『荘園制成立史の研究』思文閣出版、二〇〇〇年、初出は一九九八年。
- (7) 早川庄八「公式様文書と文書木簡」『日本古代の文書と典籍』吉川弘文館、一九九七年。初出は一九八五年。
- (8) 和島村教育委員会『下ノ西遺跡——出土木簡を中心として——』一九九七年。
- (9) 平川南「八幡林遺跡木簡地方官衙論」『木簡研究』一七、一九九五年。
- (10) 平川南「異なる利息の出挙木簡」『古代地方木簡の研究』吉川弘文館、もとは注(8)書所収。
- (11) 三上喜孝「郡司符」のなかの「申賜」——新潟県八幡林遺跡出土第一号木簡私釈——『史学論叢』一二、一九九三年。
- (12) 平川注(10)論文。
- (13) 吉川真司「牒」木簡学会編『日本古代木簡集成』東京大学出版会、二〇〇三年。
- (14) 国立昌原文化財研究所『韓国の古代木簡』二〇〇四年。
- (15) 尹善泰「慶州月城垓字出土木簡について」早稲田大学朝鮮文化研究所『21世紀COEプログラム関連シンポジウム 韓国古代木簡の世界Ⅱ』レジュメ集、二〇〇五年。
- (16) 尹前注論文、李鎔賢「新羅木簡の形状と規格」『韓国出土木簡の世界Ⅱ』二〇〇五年。
- (17) 李成市「朝鮮の文書行政 六世紀の新羅」『文字と古代日本2 文字による交流』吉川弘文館、二〇〇五年。
- (18) 滋賀県教育委員会『湯ノ部遺跡発掘調査報告書Ⅰ』、一九九五年
- (19) 鐘江宏之「解・移・牒」『文字と古代日本1 支配と文字』吉川弘文館、二〇〇五年。
- 〔補記〕「牒」の字は、中国の唐代に太宗李世民的「世」「民」の二字が避諱されたため、顕慶二年(六五七)より「滕」の字が用いられるようになった。日本の文書にも、平安時代にはほとんど「滕」を用いるようになったが、本稿ではすべての正字の「牒」に統一した。

〔付記1〕本稿の内容は、二〇〇五年一月二日に日本教育会館で行われた東方学会シンポジウム「日中律令制研究の現状と課題」で「律令制と日本古代社会——文書様式の受容をめぐって——」と題して報告した。

〔付記2〕本稿は科学研究費補助金(基盤研究(B))「日唐律令比較研究の新段階」による研究成果の一部である。